

四 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改 正 案

現 行

<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第七項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>	<p>（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）</p> <p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第八項第二号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>
<p>2 法第十条第七項第五号及び第六号に掲げる事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p>	<p>2 法第十条第九項に規定する事業に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。</p>
<p>3 法第十条第七項第五号及び第六号に掲げる事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令に</p>	<p>3 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する</p>

において準用する場合を含む。)の適用については、組合を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

第一条の二 法第十条第十七項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一・二 (略)

第一条の三 法第十条第十八項の政令で定める割合は、百分の十五(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第十五条第一項の規定による合併の認可又は同法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会(同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。)の地区その他これに準ずるものとして主務大臣の定める区域の全部又は一部を地区とする農業協同組合にあつては、百分の二十)とする。

場合を含む。)の適用については、組合を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。

第一条の二 法第十条第十九項ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一・二 (略)

第一条の三 法第十条第二十項の政令で定める割合は、百分の十五(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第十五条第一項の規定による合併の認可又は同法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会(同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。)の地区その他これに準ずるものとして主務大臣の定める区域の全部又は一部を地区とする農業協同組合にあつては、百分の二十)とする。

(農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金)

第一条の四 法第十条第二十項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の八第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2と10 (略)

(余裕金運用の基準)

第三条の五 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。))を除く。)は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一と六 (略)

(農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金)

第一条の四 法第十条第二十二項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一・二 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の七第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2と10 (略)

(余裕金運用の基準)

第三条の五 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。))を除く。)は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一と六 (略)

七 法第十条第九項に規定する短期社債等（第二号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

255 (略)

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第五条の六 特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次項において同じ。）は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方

七 法第十条第十一項に規定する短期社債等（第二号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

255 (略)

(新設)

法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の七 (略)

(組合と特殊の関係のある者)

第五条の八 (略)

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の六 (略)

(組合と特殊の関係のある者)

第五条の七 (略)